

豊川市防犯ボランティア活動支援費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、地域における防犯に関する自主的な活動を行う団体(以下「団体」という。)の活動に要する経費に対し、市の予算の範囲内において交付する豊川市防犯ボランティア活動支援費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、防犯に資する活動に取り組んでいる自主活動団体であって、次に掲げる活動（以下「補助活動」という。）のうち2つ以上の活動をしている15名以上の会員で構成された団体で、市長が適当と認める団体とする。

- (1) 防犯に関する啓発活動
- (2) 防犯巡回活動
- (3) 防犯を目的とした環境の整備に関する活動

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する活動に要した経費のうち、次に定める経費とする。ただし、既に市からの補助又は助成が実施されている経費にあつては、この限りでない。

- (1) 物品及び消耗品に関する経費
- (2) ポスター、ビラ等の印刷に関する経費
- (3) 研修のための会場借り上げ等に関する経費
- (4) 青色回転灯搭載車による防犯パトロールに係る燃料費
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が補助の対象として認めた経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の合計額とする。

- (1) 均等割額 17,000円
- (2) 会員数割額 次条の規定に基づいて団体が申請をした日の属する年度の4月1日（以下「基準日」という。）における当該団体に所属する者の数

に100円を乗じて得た額（ただし、10,000円を限度とする。）

(3) 車両数割額 基準日において当該団体が所有する自動車のうち愛知県警察本部に自主防犯活動用自動車として登録がされているものの数に1,300円を乗じて得た額

(4) 物品割額 基準日において当該団体に所属する者の数に130円を乗じて得た額（ただし、13,000円を限度とする。）

（申請手続）

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、豊川市防犯ボランティア活動支援費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに申請しなければならない。

(1) 活動計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 会員名簿（様式第4号）

（補助の決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付をすると認めた場合にあっては豊川市防犯ボランティア活動支援費補助金交付決定通知書（様式第5号。以下「交付決定通知書」という。）を、補助金の交付をしないと認めた場合にあっては豊川市防犯ボランティア活動支援費補助金不採択決定通知書（様式第6号）を、申請者に送付して審査の結果を通知するものとする。

（計画変更の承認）

第7条 前条の規定により補助金の交付を認められた団体（以下「補助団体」という。）は、補助活動の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ豊川市防犯ボランティア活動計画等変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（申請の取下げ）

第8条 補助団体は、交付決定通知書を受領した場合において、交付決定通知書に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

（実績報告）

第9条 補助団体は、補助活動が完了したときは、豊川市防犯ボランティア活

動支援費補助金実績報告書（様式第8号）に収支決算書（様式第9号）を添えて市長に報告しなければならない。

- 2 前項に規定する報告書の提出期限は、補助活動が完了した日から起算して10日を経過した日又は補助活動が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までとする。

（確定の通知）

第10条 市長は、前条第1項の報告を受けたときは、その報告に係る補助活動の成果が交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助団体に豊川市防犯ボランティア活動支援費補助金確定通知書（様式第10号）を通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 市長は、確定通知書を通知後、請求に基づいて補助金を交付する。ただし、市長は必要があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

（決定の取消通知）

第12条 補助団体が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助活動に関して交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反等したときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、豊川市防犯ボランティア活動支援費補助金交付決定取消通知書（様式第11号）を補助団体に通知するものとする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 豊川市防犯ボランティア団体の登録並びに資材の給付及び貸出しに関する要綱（平成17年4月）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

- 4 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊川市防犯ボランティア活動支援費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている豊川市防犯ボランティア活動支援費補助金交付申請書その他の用紙は、改正後の豊川市防犯ボランティア活動支援費補助金交付要綱の規定に関わらず、当分の間、使用することができる。